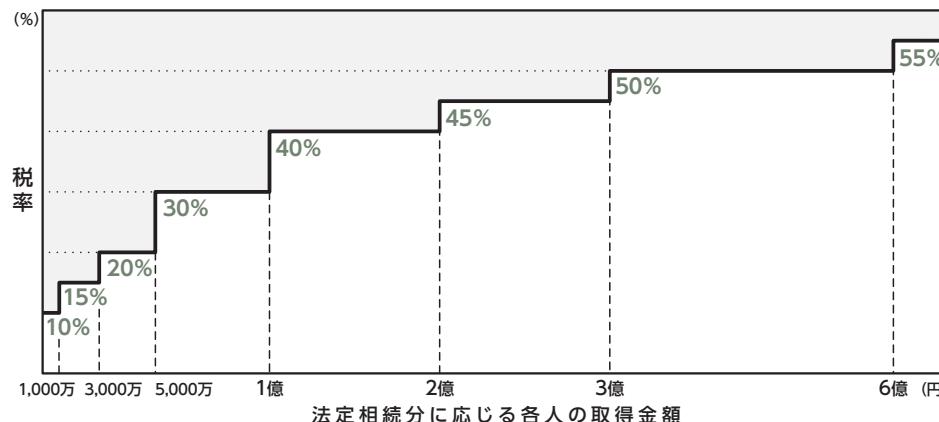


相続税率 税率構造

相続税の税率



基礎控除額

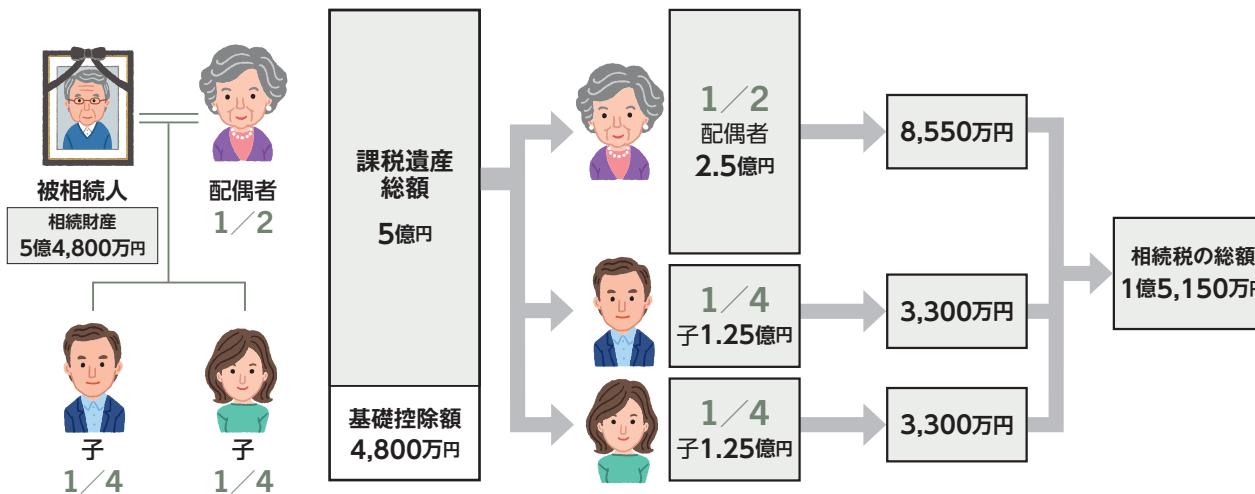
$$3,000\text{万円} + 600\text{万円} \times \text{法定相続人数}$$

〈参考〉最高税率・基礎控除額の推移

区分	最高税率	基礎控除額
1988年12月改正前	5億円超 75%	2,000万円+ 400万円 × 法定相続人数
1988年12月改正	5億円超 70%	4,000万円+ 800万円 × 法定相続人数
1992年度改正	10億円超 70%	4,800万円+ 950万円 × 法定相続人数
1994年度改正	20億円超 70%	5,000万円+ 1,000万円 × 法定相続人数
2003年度改正	3億円超 50%	5,000万円+ 1,000万円 × 法定相続人数
2013年度改正	6億円超 55%	3,000万円+ 600万円 × 法定相続人数

(出典)「相続税の改正に関する資料」(財務)より作成

〈相続税の総額の計算〉



相続税の速算表

課税遺産総額×各人の法定相続分	税率	控除額
～1,000万円以下	10%	-
1,000万円超～3,000万円以下	15%	50万円
3,000万円超～5,000万円以下	20%	200万円
5,000万円超～1億円以下	30%	700万円
1億円超～2億円以下	40%	1,700万円
2億円超～3億円以下	45%	2,700万円
3億円超～6億円以下	50%	4,200万円
6億円超～	55%	7,200万円

2026
改正

貸付用不動産の評価方法の見直し

市場価格と相続税評価額との乖離の実態を踏まえ、貸付用不動産の評価方法が見直されます。

(1) 貸付用不動産(※1)

	被相続人等による取得時期	評価方法
改正前	取得の時期にかかわらず	路線価等
改正後	相続開始・贈与前5年以内に取得(※2)	①通常の取引価額 ②課税上弊害がない場合 取得価額を基に地価の変動等を考慮して計算した価額の100分の80
	相続開始・贈与前5年より前に取得	路線価等(改正なし)

(※1) 対価を伴う取引により取得または新築をした一定の貸付用不動産。

(※2) 当該改正を通達に定める日までに、被相続人等がその所有する土地(同日の5年前から所有しているものに限る。)に新築をした家屋(同日において建築中のものを含む。)には適用されません。

(2) 小口化された貸付用不動産(いわゆる不動産小口化商品)(※3)

	被相続人等による取得時期	評価方法
改正前	取得の時期にかかわらず	路線価等
改正後	取得の時期にかかわらず	①通常の取引価額 ②課税上弊害がない場合 次の(a)、(b)、(c)を参照して求めた金額 (a)事業者等が示した適正な処分価格・買取価格等 (b)事業者等が把握している適正な売買実例価額 (c)定期報告書等に記載された不動産の価格等 ただし、(a)、(b)、(c)に該当するものがないと認められる場合には、上記「(1) 貸付用不動産」に準じて評価(取得時期や評価の安全性を考慮)

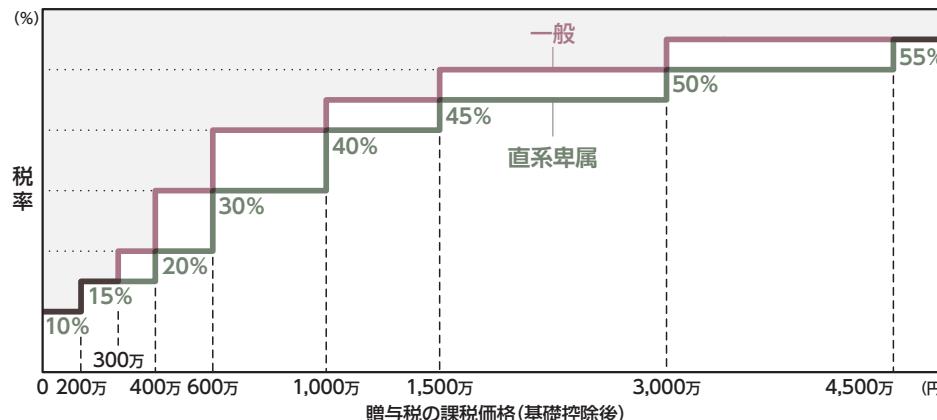
(※3) 不動産特定共同事業契約または信託受益権に係る金融商品取引契約のうち一定のものに基づく権利の目的となっている貸付用不動産。

適用時期 2027年1月1日以後に相続等により取得する財産の評価について適用されます。

贈与税率 税率構造(暦年課税)

「18歳以上の子や孫等(直系卑属)」への贈与については、一般の贈与に比べ、税率が優遇されています。

贈与税(暦年課税)の税率



(出典)「相続税の改正に関する資料」(財務省)より作成

直系卑属への贈与と一般の贈与の税額比較(計算例)

贈与財産の価額	贈与税額(実効税率)	
	受贈者が18歳以上の子・孫等の場合	受贈者が左記以外の場合
300万円	19万円 (6.3%)	19万円 (6.3%)
500万円	49万円 (9.8%)	53万円 (10.6%)
700万円	88万円 (12.6%)	112万円 (16.0%)
1,000万円	177万円 (17.7%)	231万円 (23.1%)
1,500万円	366万円 (24.4%)	451万円 (30.1%)
2,000万円	586万円 (29.3%)	695万円 (34.8%)
3,000万円	1,036万円 (34.5%)	1,195万円 (39.8%)
5,000万円	2,050万円 (41.0%)	2,290万円 (45.8%)
1億円	4,800万円 (48.0%)	5,040万円 (50.4%)

非上場株式等に係る贈与税・相続税の納税猶予(法人版事業承継税制)の見直し

法人版事業承継税制(特例措置)とは?

円滑な事業承継を支援するために設けられた制度です。一定の要件を満たした場合には、**非上場株式等に係る贈与税や相続税が猶予・免除**されます。



2026
改正

特例承継計画の提出期限の延長

事業承継税制の特例措置の適用を受けるためには、特例承継計画の提出が必要です。この特例承継計画の提出期限が1年6ヶ月延長されます。

2018年
1/1

2018年
4/1

事業承継税制の特例措置の対象となる贈与・相続(10年間)

特例承継計画の提出期限

改正前

2026年
3/31

1年6ヶ月延長

改正後
2027年
9/30

2027年
12/31

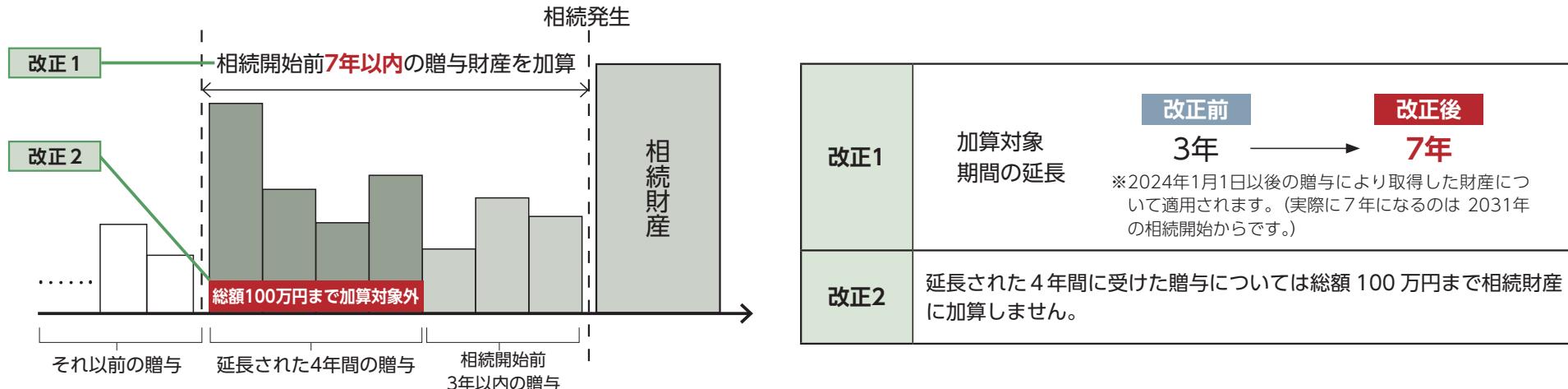
延長なし

提出期限 2027年9月30日まで1年6ヶ月延長されます。

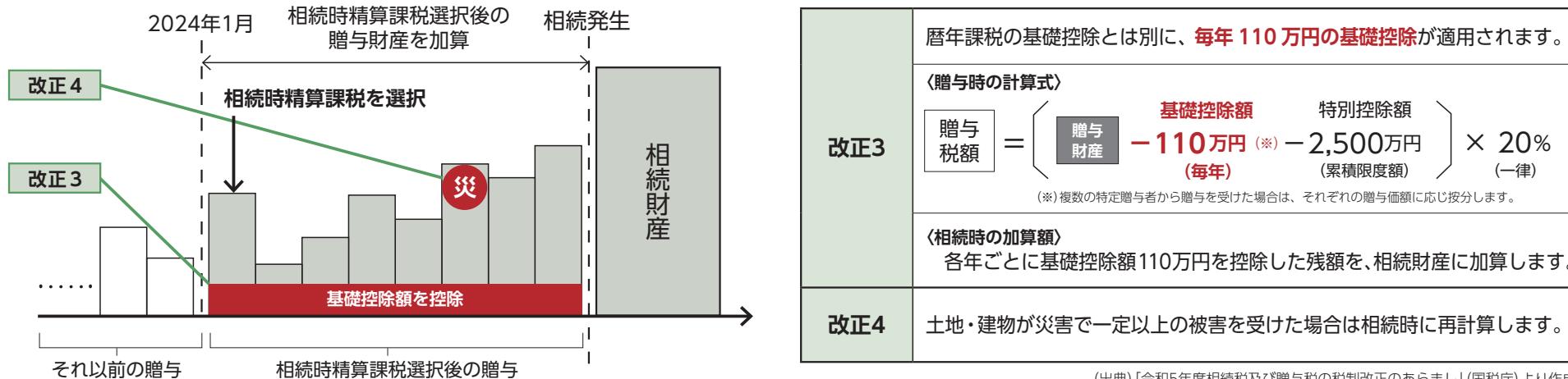
暦年課税・相続時精算課税制度の見直し

2023年度の税制改正において、暦年課税・相続時精算課税制度について下記の改正が行われています。

(1)暦年課税による生前贈与の加算対象期間の見直し



(2)相続時精算課税制度の見直し



(出典)「令和5年度相続税及び贈与税の税制改正のあらまし」(国税庁)より作成

適用時期

改正1~3:2024年1月1日以後に贈与により取得する財産に係る相続税または贈与税について適用されます。
改正4:2024年1月1日以後に生ずる災害により被害を受けた場合について適用されます。

相続・事業承継・不動産活用のことなら 青山財産ネットワークスにお任せください。

資産5億超の
リピート率

72%

※お客様から2回目受託率
※アドバイザーリングをご購入のみのお客様を除く

継続中のお客様

3,320組

専門家在籍数

150名超

※公認会計士・税理士・社会保険労務士・
不動産鑑定士など、国家資格を持つ専門家

顧客資産規模

平均10億円

顧客満足度

98.5%

※5段階評価で「とても満足」
「満足」と回答した割合

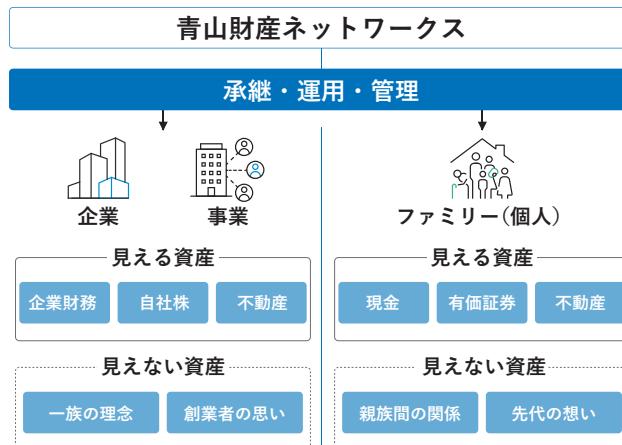
1 富裕層が抱える複雑な課題を 一気通貫でご支援

税務・不動産の購入・売却・組み換え・収益性向上の活用提案、事業承継や金融資産運用まで、複雑な課題をワンストップでご支援。



2 承継・運用・管理を一体で考える 充実したフォローアップ体制

現金・株式・不動産といった「見える財産」に加え、企業理念や親族間等の関係といった「見えない財産」までご支援。



3 次世代・次々世代まで 財産を守る長期伴走型の支援

次々世代までお客様の資産形成を伴走する、“100年財産コンサルティング”をご提供。次世代・次々世代まで財産を守るという視点で最適な財産構成の実現に向けてご支援。

